

鳥取県4R推進交付金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (1月末日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この交付金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内(※))

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先まで郵送又は持参してください。

※交付決定を受けた補助事業等の完了予定年月日の属する年度が終了したときは、翌年度の4月20日までに提出してください。

◎補助金の支払い

提出された実績報告書の内容が適正なものと認められた場合は、交付金額の確定について通知します。口座振替の方法により支払いを受けようとする場合には、口座振替依頼書を提出してください。(市町村の場合は不要です。)

また、申請者と口座名義が異なる場合は委任状を添付してください。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部 循環型社会推進課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

電話 0857 - 26 - 7198

電子メール junkanshakai@pref.tottori.lg.jp